

分担金・拠出金の名称	無形文化遺産保護日本信託基金拠出金	平成28年度 予算額	27, 101千円	総合 評価	A
拠出先の国際機関名	国連教育科学文化機関(ユネスコ)				
国際機関の概要	国連教育科学文化機関(ユネスコ)は、教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することを目的としており、教育、科学、文化等の分野における国際的な知的交流事業や途上国への開発支援事業を実施。現在195の国・地域を擁する機関となっている。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		ユネスコは、文化を所掌する唯一の国連機関として幅広い活動を行っている。特に文化遺産の分野では、世界遺産条約や無形文化遺産保護条約を含む国際的な保護の枠組みを築き上げた。これらの条約に基づいて世界遺産や無形文化遺産に登録された文化遺産は、開発の波などから守られ、着実な保護につながっているところ、その貢献は大きい。また、世界遺産や無形文化遺産への登録が、当該文化遺産の次世代への継承のみならず、各国における地域活性化にもつながることから、我が国を含め各国の高い関心を集めており、これらの条約の事務局を務めるユネスコの影響力は大きい。			
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)		1950年に制定された我が国文化財保護法は、有形のみならず無形の文化財も保護の対象としているが、これは各国に先駆け取り組みであり、我が国は国内の豊富な経験を活かして2003年に採択された無形文化遺産保護条約の策定を牽引。さらに、本信託基金を通じ、無形文化遺産保護の法制度やノウハウの少ない途上国を対象に、消失の危機にある無形文化遺産保護や、条約履行のためのキャパシティ・ビルディングを支援している。 各国の人々にとってアイデンティティの根源ともいえる無形文化遺産に対する協力は、費用対効果が非常に大きく、以下のような無形文化遺産保護の分野での我が国の大きなプレゼンスの基盤となっている。 ・無形文化遺産保護条約政府間委員会委員国に2回立候補、2回当選(2006-2007年、2010-2014年)。2007年は議長国を務める。 ・2015年に設置された、代表一覧表への登録案件の審査を行う評価機関メンバーに日本人専門家が選出(2016年には議長)。			
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		本拠出金は、我が国とユネスコ事務局との間で作成しているガイドラインに基づき、ユネスコ事務局が執行にあたっている。我が国は定期的にユネスコ事務局と本信託基金のレビュー会合を開催し、中期的な事業計画を策定している。 ユネスコは、中期計画に沿って新規事業案を作成し、事業内容と予算案、スケジュール等の詳細なプロジェクトドキュメントを我が国に提出。我が国はこれを精査した上で我が国の知見や考えも適切に反映された形で承認。 事業内容や予算配分、実施期間を含め、我が国が承認した内容に変更が生じる際は、ユネスコから必ず書面で変更内容及びその理由を提出し、我が国はこれを精査した上で承認している。 各案件の執行状況や成果等は、レビュー会合においてユネスコ側から報告され、事業の効率化や我が国のビジビリティ向上について改善できる余地がある場合は改善させる等、本信託基金が適切な形で運営されることを確保している。ユネスコはレビュー会合前及び事業終了時に報告書を提出。			
4. 当該機関等における邦人職員の状況		2015年末時点で、ユネスコ全職員2174人中、邦人職員数は52人で2.39%を占め(昨年は2145人中50人で2.33%)、うち専門職以上は50人(昨年は48人)。右には幹部クラス(D1)が2人含まれる(在インド・ニューデリー事務所長及びアフリカ能力開発国際研究所長)。ユネスコは、地理的配分ポストについて、望ましい専門職以上の邦人職員数を23～39名と算出しており、実際は32名のため、望ましい水準に達している。これは仏に次いで第2位の人数(全職員数では第5位)。			
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		①Plan: 日・ユネスコレビュー会合において策定される中期事業計画に沿って、ユネスコが事業案を日本側に提出。②Do: 事務局は、日本側が精査して承認した内容に従って事業を実施。③Check: 事務局は、日・ユネスコレビュー会合において詳細に実施状況等を報告。日本側は改善点があれば改善を求める。 ④Act: 改善を求めた点は、次のレビュー会合前の報告等でチェックし、それ以降の事業に反映させる。			
担当課・室名	外務報道官・広報文化組織 国際文化協力室				